

貨物集配特例一括許可の「駐車条件」

- 1 現駐車に係る駐車許可申請書（申請者欄を除く。）及び駐車許可証並びに各別紙の記載部分が確実かつ容易に車外から閲読できるよう、車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出すること。
 - 2 用務を達成するために必要な時間を超えて引き続き駐車しないこと。また、最大駐車時間は駐車を開始した時から60分までとすること。
 - 3 食事、休憩、遊戯及び時間調整待機など、用務外の目的で駐車しないこと。
 - 4 通行禁止規制路線において、その規制時間内に駐車しないこと。
 - 5 車両の幅によって無余地場所駐車に該当する場所（道路標識等により距離が指定されているときを含む。）には駐車しないこと。
 - 6 法定の駐車禁止場所に駐車しないこと。
 - 7 自車の進行方向左側に平行する普通自転車専用通行帯の設置されている路線には駐車しないこと。
 - 8 「警察署指定・許可対象外一覧」の時間場所には駐車しないこと。
 - 9 時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の駐車については、この許可の対象としない（手数料を支払い通常の使用方法に従うこと。）。
 - 10 夜間（日没時から日出時までの時間）において車道の幅員が5.5メートル以上の場所に駐車しているときはハザードランプ、尾灯、駐車灯のいずれかをつけておくこと。
 - 11 車両移動等、現場の警察官の指示があった場合は、直ちに作業を中止して従うこと。
- ※ このほかに条件を付す場合があります。